

B. 多言語解説整備

B－１）多言語案内板・施設展示物の新設・改修

屋外に設置された案内板や解説板の新設・改修、ビジターセンター等の展示施設、案内所等における展示物を新設・改修するもの。案内板・解説板と一体的に整備する場合に限り、標識の新設・改修も対象とします。いずれの整備においても、本工事を実施するための旧案内板等の解体・撤去を含みます。

B－２）情報端末を通した多言語解説

WEBサイトや映像・音声コンテンツ、アプリケーション（案内・ガイド）等の多言語コンテンツを作成し、二次元コード、マーカー等によりコンテンツを呼び出して情報端末で解説等を行うもの。

なお、多言語解説と合わせて誘導・利用案内のコンテンツを作成する場合は、一体的に整備することが可能です。作成したコンテンツは二次元コード等のコンテンツ呼び出しを通して訪日外国人旅行者に積極的にPRすることを条件とします。

また、WEBページ上のリンクは、インバウンドに資する国立公園等の多言語解説として、コンテンツへのアクセスが容易かつ適切であるものに限ります。

B－３）多言語リーフレット等の作成

リーフレット・ポスター・パンフレット等を作成し、訪日外国人旅行者を含む国立公園等の利用者に対して国立公園等に関する情報提供を行うもの。デジタルパンフレットも含みます。

B－４）その他先進性のある情報発信媒体整備

同時音声翻訳システム導入など、B－１）～３）以外の先進性のある媒体を整備するもの。

【本補助金の条件等について】

- ・ B. 多言語解説整備のうち、「B－１）多言語案内板・施設展示の新設・改修」、「B－２）情報端末を通した多言語解説」で整備対象とする施設は、解説の対象となる国立公園等の利用拠点、誘客の拠点となる公共施設、駅、バスターミナル、道の駅、観光案内所等とします。
- ・ 本補助金の活用にあたって、多言語化に向けた事業全体像の中で申請事業を計画的に進めていただくために、補助事業では、**国立公園等多言語解説等整備計画として事業の全体像をとりまとめ、提出**することが必要となります。申請にあたって、対象地域や対象施設等における多言語化の全体像、申請事業の位置づけを明記し提出してください。
国立公園等多言語解説等整備計画（様式）【実施要領 別添様式】
<https://www.env.go.jp/content/000395952.xlsx>
- ・ 国立公園等を訪れる訪日外国人旅行者に分かりやすく魅力的な多言語解説となるよう、環境省の作成する「国立公園等多言語解説等整備事業_手引き書」（案）
(<https://policies.env.go.jp/nature/tagengo/pdf/maintenance-project/project-02.pdf>) に基づき媒体を整備してください。

- ・訪日外国人旅行者の利用満足度を向上させ、日本の国立公園を世界水準のナショナルパークとしてブランド化していくためには、訪日外国人旅行者の目線から分かりやすく魅力的な解説文を多言語で整備する必要があります。このため、本補助事業では、**原則として観光庁多言語事業における成果物を活用**することとしています。

観光庁多言語事業ホームページ ※多言語解説文データベース、事例集等参照

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.html

- ※ 成果物を活用することが困難な場合に限り、「C. 多言語解説文の整備」の条件を満たすことで、本補助事業において多言語解説文を作成することができます。この場合、作成した解説文は環境省が指定する事業者による監修等を受ける必要があります。

【観光庁多言語事業における成果物の活用にあたって】

- ・観光庁多言語事業の成果物は、観光庁に著作権が帰属していますが、解説文の全部又は一部を一言一句変更せずに利用する場合は、観光庁への通知をすることなく使用することができます。
- ・解説文の改変は原則として認められていませんが、一部例外がありますので、申請者において以下のホームページを確認し、観光庁の定める手続きを行ってください。

観光庁多言語事業ホームページ ※成果物の利用について参照

https://www.mlit.go.jp/kankocho/jirei_shien/tagengo_eng.html

- ・過去に観光庁多言語事業に応募されていない地方公共団体においても、成果物を利用して補助事業で媒体整備をすることができます。

(活用例)

- ① 環境省のビジターセンター向けに作られた国立公園の英語解説文（観光庁事業成果物）を活用してコンテンツを作成し、デジタルサイネージで表示する。
- ② 景勝地の英語解説文（観光庁事業成果物）の一部と注意喚起文言・地図情報等が混在する案内板の整備を行う。
- ③ 英語解説文（観光庁事業成果物）を活用した解説板と標識の一体的な整備を行う。

■ 補助対象経費

補助の対象となる経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

【補助対象経費にかかる注意事項】

次に掲げる経費については補助対象外となります。

- ・案内板・標識等の設置に必要な土地の取得に要する経費
- ・多言語解説整備の明確な機能向上を伴わない改修に要する経費（故障、老朽化対応等）
- ・通信費等の維持に関する経費

補助対象の情報発信媒体において広告により収益が見込まれる場合、原則として当該媒体の維持管理費程度であることとします。

B－１）多言語案内板・施設展示物の新設・改修

- ・多言語案内板、施設展示物の新設、改修を行うための工事費に加え、本工事を実施するために必要な旧案内板、旧展示物等の解体費・撤去費等の経費、実施設計に関する経費を対象とします。
- ・ビジターセンター等の施設の新設、改修については、多言語解説に関連する事業に限り対象となります。

(例)

- ・多言語解説をプロジェクションマッピングで行う際、プロジェクターの購入、設置に係る費用、コンテンツ制作費に加え、映像を効果的に投影するために必要と認められれば壁面、床、天井改修費も対象とします。
- ・季節毎に多言語解説を含む展示物を入れかえることができる企画展示コーナーを新設する際、掲示物の制作費に加え、展示物の掲示に必要と認められれば、ピクチャーレール等の購入・設置費、壁面改修費についても対象とします。

(対象外となるもの)

- ・躯体に係る工事
- ・多言語解説との関連性が認められない工事

B－２）情報端末を通した多言語解説

- ・訪日外国人旅行者が多言語解説を閲覧するためのタブレット、デジタルサイネージ等の情報端末の購入、設置に係る費用についても対象とします。（補助事業と直接関係がない情報の閲覧に供するものは対象外となります）

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート
- ・（様式第１）国立公園等多言語解説等整備事業に係る応募申請書
- ・（別紙１） 国立公園等多言語解説等整備事業 実施計画書
- ・（別紙２） 国立公園等多言語解説等整備事業経費内訳書
- ・（別紙３） 国立公園等多言語解説等整備事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙４） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・（実施要領 別添様式）国立公園等多言語解説等整備計画
- ・補助事業に関する見積書

※申請者が地方公共団体の場合は、積算調書（設計書）でも可とします。

- ・観光庁多言語事業の活用に係る資料
作成済みの成果物を活用する場合：該当する英語解説文（作成年度、タイトルが記載されているもの）
- ・令和８年度に作成する成果物を活用する場合：作成予定の解説文のタイトル、概要がわかる資料
- ・整備内容に関する補足資料
 - ＊整備場所の位置図、配置図、各種図面（平面図、立面図、イメージパース等）
 - ＊解説文の内容（自然、暮らし、文化など）がわかる資料
- ・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - ＊発行から３か月以内のもの
 - ＊施設の改修を含む場合に添付
- ・承諾書
 - ＊申請者と整備場所の所有者が異なる場合に添付
- ・現状の写真（撮影日を記載すること）

※改修の場合は必須。新たに設置する場合は設置予定箇所の写真。導線や周囲の環境が把握できる写真を複数枚提出すること。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。